

地域未来投資促進法

計画段階(着手前)に「地域経済牽引事業計画」を県に申請し、承認を受けると、以下の各種優遇措置を受けられます。

地域経済牽引事業計画の承認要件(県)

(1) 下記対象産業で、かつ付加価値額(※1)が4,600万円以上(※2)増加すること

- ①自動車関連産業 ②電子・電気・機械関連産業 ③素材型産業・造船関連産業 ④医療関連機器産業
⑤環境・エネルギー関連産業 ⑥食品・農林水産関連産業(県内の特産物を活用した場合に限る)
⑦サービス産業(県内の観光資源を活用した場合に限る) ⑧デジタル関連産業
⑨航空宇宙関連産業 ⑩物流関連産業

(※1) 付加価値額＝売上高－費用総額(売上原価＋販売費及び一般管理費)＋給与総額＋租税公課

(2) 次のいずれかを満たすこと(県内の事業所で判断します)(※3)

- ①県内の事業者間での取引額が開始年度比で1,500万円増加
②売上げが開始年度比で3億3千万円増加
③雇用者数が開始年度比で10人増加
④給与等支給額が開始年度比で3,000万円増加

(※2)(※3)事業計画期間を5年と想定した値。それよりも計画期間が短い場合は、その計画期間を5年で按分した値。

優遇措置の概要

地方税（不動産取得税、固定資産税）の課税の特例

※国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります

【要件】(1)～(4)をすべて満たすこと

※詳細な要件は大部分のHPでご確認ください

(1) 投資額要件(令和10年3月31日までに取得したもの)

業種	金額		その他必要事項
	対象資産	取得価格	
農林漁業関連	土地・建物・附属設備・構築物	合計5千万円超	前年度減価償却費 [※] の25%以上 ※対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の分を合算
その他業種	土地・建物・附属設備・構築物	合計1億円超	

(2) 売上高伸び率が一定以上増加すること

(3) その他(投資収益率、労働生産性等の基準を満たす必要があります)

(4) 青色申告書を提出する法人であること

【優遇内容】

不動産取得税	課税免除
固定資産税	課税免除(初年度から3年間)など

●免税の対象資産＝土地・建物・附属設備・構築物

●土地は取得日の翌日から1年以内に建物等の建設に着手した場合のみ対象

●直接事業の用に供する部分が対象(垂直投影面積按分で算出)

法人税の課税の特例

※国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります

【要件】

(1) 「投資額≧1億円」かつ「投資額≧前年度減価償却費の25%」(令和10年3月31日までに取得したもの)

(2)～(4)は「地方税（不動産取得税、固定資産税）の課税の特例」と同様

【優遇内容】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35%	4%
上乗せ要件 ^{※4} を満たす場合	50%	5%
中堅企業枠 ^{※5} を満たす場合	50%	6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

(※4)

① 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること

② 直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値額を創出すること

③ 地域経済の成長と発展に資する業種に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること 上記①～③のいずれかを満たし、労働生産性の伸び率&投資収益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出すること

(※5)

○ 産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること

○ パートナシップ構築宣言の登録を受けていること

○ 設備投資額が10億円以上であること

○ 上乗せ類型(※4)①②の要件を満たし、労働生産性の伸び率&投資収益率が5%以上であること

●本制度支援対象の投資限度額は80億円です

●特別償却は限度額まで償却費を計上しなかった場合その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます

●税額控除は当該事業年度の法人税額等の20%が上限です

●対象資産を貸付の用に供する場合や中古資産の取得は、本制度支援対象となりません。

その他

(1) 日本政策金融公庫による設備資金貸付利率の引下げ

(2) 信用保証協会による保証の別枠化

(3) 財団法人食品流通構造改善促進機構が行う債務保証

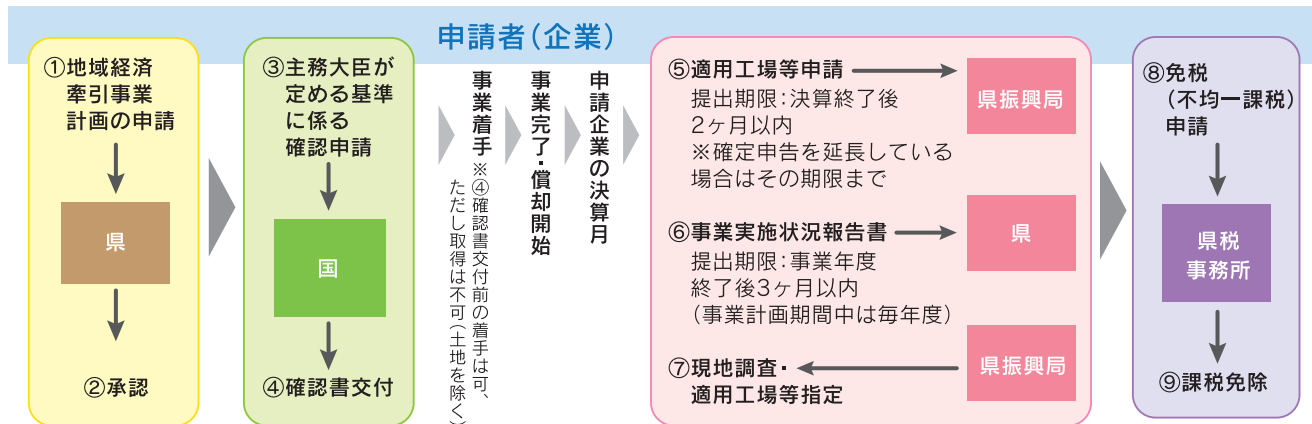
(4) 特許料等の軽減(中小企業者に限る)及び地域団体商標に係る登録料等の軽減

詳細は、各団体等にお問い合わせください。

制度の詳細は大分県のホームページをご覧ください
https://www.pref.oita.jp/soshiki/14050/sokushinnhou-oita.html



地域未来投資促進法に基づく課税免除までの手続



過疎法・地域未来投資促進法 優遇内容比較

	適用要件						優遇内容						適用 期限	着手前 の申請 手続	
	対象業種	対象 地域	対象資産		取得価格		その他	税制							その他
			国 税	地 方 税	国 税	地 方 税		国 税		地 方 税					
								特 別 償 却	税 額 控 除	事 業 税	不 動 産 取 得 税	固 定 資 産 税			
過疎地域 持続的の 発展特別 措置法	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	指定 市町村	建物 附属設備 構築物 機械装置		業種、 資本金に 応じて異なる		—	○ (5年間)	—	○ (3年間)	○	○ (3年間)	—	R9. 3.31	不要
								(詳細P33参照)							
地域未来 投資促進 法	県の基本計画に 定める10産業	全域	減価 償却 資産	土地・ 建物・ 附属 設備・ 構築物	1億円 以上	1億円 超	事業が 先進性 を有す ること	○	○	—	○	○ (3年間)	低利融 資等	R10. 3.31	要
								(詳細P35参照)							